



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次 (*については県例規集掲載事項)

告示

- 457 包括外部監査契約の締結 (財政課)
- * 458 全国自治宝くじ事務協議会の岡山市の加入(")
- 459 指定代理納付者の指定 (税務課)
- * 460 平成18年和歌山県告示第536号(和歌山県税規則第5条の3第2項の規定により定める再委託銀行)の一部改正 (")
- 461 平成21年度地籍調査事業計画 (地域づくり課)
- * 462 平成19年和歌山県告示第825号(化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準)の一部変更 (環境管理課)
- 463 和歌山県和歌山マリーナ南側駐車場使用料の徴収事務委託 (港湾空港振興課)

告 示

和歌山県告示第457号

地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第252条の36第1項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結した。

平成21年4月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 包括外部監査契約の期間の始期
平成21年4月1日
- 2 包括外部監査契約を締結した者(以下「包括外部監査人」という。)に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法

次の表に定める基本費用の額並びに同表に定めるところにより算定した執務費用及び実費の額を合計した金額に、消費税及び地方消費税の額を加えた金額

基本費用	4,027,700円
執務費用及び実費	<p>執務費用及び実費については、次のとおり算定した金額とし、6,772,300円をもって上限とする。</p> <p>1 執務費用 基本執務費用に外部監査人補助者執務追加費用を加えた金額とする。</p> <p>(1) 基本執務費用 包括外部監査人が監査の結果に関する報告の提出及びそのために行った監査の執務日数に、64,000円を乗じた金額とする。</p> <p>(2) 外部監査人補助者執務追加費用 各外部監査人補助者が監査の結果に関する報告の提出及びそのために行った監査の事務の補助の執務日数に当該外部監査人補助者が公認会</p>

計士又は弁護士であるときは64,000円を、当該外部監査人補助者が公認会計士補であるときは40,000円をそれぞれ乗じた金額を合算したものと

- 2 実費
旅費に係る人出頭費用を加えた金額とする。

(1) 旅費

包括外部監査人が、監査の結果に関する報告の提出のために行った監査のために出張(包括外部監査人又は外部監査人補助者が監査の結果に関する報告の提出のために行った監査又はそのために行った監査の事務の補助のため、和歌山県の法第4条第1項に規定する事務所の所在地(包括外部監査人が主として監査を実施する場所が同項に規定する事務所以外にある場合には、その所在地)を離れて旅行することをいう。以下同じ。)したときの当該出張に要した費用及び外部監査人補助者が監査の結果に関する報告の提出のために行った監査の事務の補助のために出張したときの当該出張に要した費用を非常勤の調査員、嘱託員等の報酬及び費用弁償条例(昭和28年和歌山県条例第35号。以下「条例」という。)の例により算定した額とする。

(2) 関係人出頭費用

包括外部監査人が、監査の結果に関する報告の提出のために行った監査のために関係人の出頭を求めたときの当該関係人の出頭に要した費用を条例の例により算定した金額とする。

- 3 包括外部監査人の氏名及び住所

和中修二

大阪府阪南市舞1丁目18番6号

- 4 包括外部監査人に支払うべき監査に要する費用の支払方法

監査結果の報告後、包括外部監査人の請求に基づき支払う。ただし、基本費用については、必要に応じ前金払する。

和歌山県告示第458号

岡山市を全国自治宝くじ事務協議会に加えるとともに、全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を変更したので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の6の規定に基づき、その例によることとされる同法第252条の2第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成21年4月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

全国自治宝くじ事務協議会を設ける地方公共団体に岡山市を加え、これに伴い全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を次のように変更する。

第3条第2号中「浜松市」の次に「、岡山市」を加える。

附 則

この規約は、平成21年4月1日から施行する。

和歌山県告示第459号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により、次のとおり指定代理納付者を指定する。

平成21年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定代理納付者の名称及びその主たる事務所の所在地
ヤフー株式会社
東京都港区赤坂九丁目7番1号
- 2 指定代理納付者に代理納付させる歳入
ふるさと和歌山応援寄附金（指定代理納付者が提供するインターネットによる公金支払システム及びその決済基盤を利用して代理納入されるものに限る。）
- 3 指定代理納付者が代理納付の対象とするクレジットカード
次の国際ブランドマークが付されたクレジットカード
VISA
MasterCard

和歌山県告示第460号

平成18年和歌山県告示第536号（和歌山県税規則第5条の3第2項の規定により定める再委託銀行）の一部を次のように改正する。

平成21年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

表中 「

紀南県税事務所新宮出張所	株式会社紀陽銀行新宮支
--------------	-------------

」

店」を削る。

和歌山県告示第461号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により平成21年度地籍調査事業計画を次のとおり定めた。

平成21年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行う者の名称
和歌山市、海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、紀の川市、岩出市、紀美野町、かつらぎ町、九度山町、高野町、湯浅町、広川町、有田川町、美浜町、日高町、由良町、印南町、みなべ町、日高川町、白浜町、上富田町、すさみ町、那智勝浦町、北山村、串本町
- 2 調査地域
別表1参照

3 調査期間

平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

別表1

郡市名	町村名	調査地域名
和歌山市		平井の一部 江南の一部 仁井辺の一部 薬勝寺の一部 本渡の一部 小瀬田の一部 吹上1丁目 吹上2丁目
	海南市	野尻の一部 孟子の一部 船尾 且来の一部 別所
橋本市		紀見の一部 小原田の一部 菖蒲谷の一部 みゆき台の一部 山田の一部 隅田町中島の一部 妻の一部 出塔の一部 向副の一部 横座の一部 賢堂の一部 隅田町山内の一部 吉原の一部
有田市		下中島の一部 山田原の一部 糸我町西の一部 初島町浜の一部
御坊市		湯川町財部の一部 藤田町吉田の一部 熊野の一部 明神川の一部 岩内の一部
田辺市		新庄町の一部 湊の一部 鮎川の一部 面川の一部 本宮町静川の一部 伏兔野の一部 東山二丁目 中万呂の一部 上芳養の一部 龍神村福井の一部 龍神村柳瀬の一部 中辺路町近露の一部 中辺路町高原の一部 中辺路町大内川の一部 本宮町上大野の一部 本宮町東和田の一部 本宮町土河屋の一部 秋津川の一部 龍神村甲斐ノ川の一部 龍神村西の一部 下川上の一部 本宮町皆地の一部

東牟婁郡	那智勝浦町	周参見の一部 和深川の一部 江住の一部 大字橋ノ川の一部 大字井関の一部 大字下和田 大字中里の一部 北山村 大字大沼の一部 大字小松の一部 串本町 關野川の一部 伊串の一部
和歌山県告示第462号		
<p>平成19年和歌山県告示第825号（化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準）の一部を変更したので、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第4条の5第4項の規定に基づき、告示する。</p>		
平成21年4月1日		
和歌山県知事 仁 坂 吉 伸		
<p>別表第1第1号211の項、第2号211の項及び第3号211の項並びに別表第2第1号211の項、第2号211の項及び第3号211の項中「第5条の2」を「第6条」に変更する。</p>		
和歌山県告示第463号		
<p>地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、和歌山県和歌山マリーナ南側駐車場使用料の徴収事務を株式会社マリンルームオオタに委託した。</p>		
<p>平成18年和歌山県告示第538号（和歌山県和歌山マリーナ南側駐車場使用料の徴収事務委託）は、廃止する。</p>		
平成21年4月1日		
和歌山県知事 仁 坂 吉 伸		